令和８年度　外郭団体に対する関与の状況

・金額にかかる消費税の取り扱いについては、各団体の会計処理によります。

所管局	団体名	出資及び出えんの額（令和７年度末時点）			財政的支援※1の状況（令和７年度決算）									職員派遣等並びに本市の職員及び本市退職者による役員及び評議員への就任の状況（令和８年７月１日時点）					
			出資等比率	議決権比率	①補助金	②負担金又は分担金	③交付金	④委託料（公開の競争による選考以外）	合計(①②③④)		⑤貸付金残高		⑥損失補償残高	職員派遣等※2		役員		評議員	
										総収入に占める割合		資金調達額の総額に占める割合		役員	職員	本市職員（職員派遣等以外）	本市退職者※3	本市職員（職員派遣等以外）	本市退職者※3
		（千円）	（%）	（%）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（千円）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
経済戦略局	アジア太平洋トレードセンター(株)	11,500,000	44.0	99.9	15,686	0	0	29,570	45,256	0.7	15,620,500	60.2	10,332,511	0	0	1	1		
都市交通局	大阪市高速電気軌道(株)	468,830,968	100.0	100.0	0	2,385,740	3,856,268	0	6,242,008	2.9	0	0.0	0	0	0	1	1		
都市整備局	大阪市住宅供給公社	40,000	100.0		11,990	0	0	0	11,990	0.1	22,556,447	56.1	0	0	2	0	1		
都市交通局	大阪シティバス(株)	1,040	34.7	34.7	600,336	0	3,909,252	0	4,509,588	24.8	0	0.0	0	0	0	0	0		
水道局	(株)大阪水道総合サービス	210,800	100.0	100.0	0	0	0	223,608	223,608	10.7	0	0.0	0	1	0	0	2		
計画調整局	(株)湊町開発センター	26,889,900	87.6	99.9	394,695	16,235	0	0	410,930	18.6	1,366,216	41.0	1,965,333	0	0	2	1		
建設局	クリアウォーターＯＳＡＫＡ(株)	200,000	100.0	100.0	0	0	0	21,782,574	21,782,574	96.9	0	0.0	0	1	35	2	1		
建設局	クリスタ長堀(株)	2,300,000	68.9	99.9	0	380,987	0	10,611	391,598	21.3	7,128,379	49.9	4,468,800	0	0	2	1		
教育委員会事務局	(公財)大阪国際平和センター	100,000	50.0		68,028	0	0	0	68,028	32.5	0	0.0	0	0	0	1	1	1	0
健康局	(公財)大阪市救急医療事業団	5,000	100.0		0	0	0	625,595	625,595	43.6	0	0.0	0	1	1	1	0	1	0
福祉局	(社福)大阪社会医療センター	1,000	100.0		282,323	0	0	0	282,323	16.3	0	0.0	0	0	2	1	1 (R8.7.13就任)	0	2
大阪港湾局	阪神国際港湾(株)	450,000	30.8	30.8	0	86,171	0	0	86,171	0.5	10,725,686	27.0	0	0	4	1	1		
計	12団体	510,528,708			1,373,058	2,869,133	7,765,520	22,671,958	34,679,669		57,397,228		16,766,644	3	44	12	11	2	2

※1「財政的支援」とは、公開の競争による選考によらずに当該法人を相手方として行われる次に掲げる行為をいいます。（当該法人を相手方とすることが法令で定められているもの及び実費弁償として行われるものその他の財産上の利益の供与に当たらないものを除く。）

ア　当該法人の運営又は事業活動を援助することを目的として行われる補助金の交付、金銭の貸付けその他の融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）

イ　法令又は条例、規則等に基づく事務の委託及びその対価の支払い。

ウ　負担金又は分担金の交付

エ　本市の支出の原因となる契約その他の取決めの締結及び当該取決めに基づく対価の支払い。

※２「職員派遣等」とは、本市の職員を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第３条第２項に規定する派遣職員又は同法第10条第２項に規定する退職派遣者として当該法人の役員（取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員の業務に専ら従事しているものをいいます。

※３　大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第6条第1項第1号及び第2号に該当する者は除いています。